

規 則

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十六日

埼玉県教育委員会委員長 岩 本 育 子

埼玉県教育委員会規則第二十九号

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則(昭和四十三年埼玉県教育委員会規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

(大学等一括出願)

第三条の二 県内に所在する大学(大学院及び短期大学並びに文部科学大臣の指定する教員養成機関を含む。以下この条において「大学等」という。)に在籍する学生は、当該大学等の長の承認を得たときは、前条に規定する出願(免許法別表第一又は別表第二の規定による普通免許状の授与に係る出願に限る。)を、当該大学等の長を経由して行うことができる。この場合において、当該大学等の長は、当該出願に係る書類をとりまとめ、教育職員免許状一括出願書(様式第三)とともに、埼玉県教育委員会教育長(以下「県教育長」という。)が定める期限までに県教育委員会へ提出しなければならない。

第五条第四項中「埼玉県教育委員会」を「県教育委員会」に、「県立の中学校」を「市町村立の高等学校並びに県立の中学校」に改める。

第六条中「第五号」を「第四号」に、「第六号」を「第五号」に改める。

第十条中「又は」を「若しくは」に改め、「別表第五備考第三号」の下に「又は免許法施行規則第十八条の二の表備考第四号」を加える。

第十八条第二項第一号中「埼玉県教育委員会教育長(以下「県教育長」という。)」を「県教育長」に改める。

第二十五条第一項中「市町村立」の下に「(さいたま市立を除く。)」を加え、同条に次の一項を加える。

3 県内に所在する公立学校(地方公共団体が設置する学校教育法第一条に規定する学校(大学及び高等専門学校を除く。))及び幼保連携型認定こども園をいう。)に勤務する教員(常勤に限る。)が、第五章の規定による申請をするときは、県教育長が別に定める書類の提出をもって第十二条第二号又は第十四条第二号に掲げる書類の提出に代えることができる。

別表(第十条関係)に次の三表を加える。

十七 幼稚園教諭又は中学校教諭の普通免許状から小学校教諭二種免許状を取得

高等学 校教諭 普通免 許状	一	一	一	一	三	六
-------------------------	---	---	---	---	---	---

備考 教科に関する科目、教職に関する科目及び教科又は教職に関する科目の単位の修得方法は、免許法施行規則第十八条の二に定める修得方法の例にならうものとする。

十九 中学校教諭の普通免許状（二種免許状を除く。）から高等学校教諭一種免許状を取得する場合（免許法別表第八―免許法施行規則第十八条の五）

有すること を必要とす る学校の免 許状	受けようと する免許状 に関する勤 務年数	教育課程及 び指導法に 関する科目	教職に関する科目	生徒指導、 教育相談及 び進路指導 等に関する 科目	教科又は教 職に関する 科目	最低修 得単位 数
中学校教諭 普通免許状 （二種免許 状を除く。）	一	一	二	六	九	

備考 教職に関する科目及び教科又は教職に関する科目の単位の修得方法は、免許法施行規則第十八条の二に定める修得方法の例にならうものとする。
様式第三を次のように改める。

様式第3（第3条の2関係）

年 月 日

（宛先）

埼玉県教育委員会

学 校 名

（又は機関名）

代 表 者 名

印

教育職員免許状一括出願書

年 月本学卒業（修了）者の教育職員免許状授与願について、下記のとおり手数料を添え提出します。

記

1 申請者氏名

別紙のとおり

2 免許状の種類

小学校教諭専修免許状	件	小学校教諭1種免許状	件	小学校教諭2種免許状	件
中学校教諭専修免許状	件	中学校教諭1種免許状	件	中学校教諭2種免許状	件
高等学校教諭専修免許状	件	高等学校教諭1種免許状	件		
幼稚園教諭専修免許状	件	幼稚園教諭1種免許状	件	幼稚園教諭2種免許状	件
特別支援学校教諭専修免許状	件	特別支援学校教諭1種免許状	件	特別支援学校教諭2種免許状	件
養護教諭専修免許状	件	養護教諭1種免許状	件	養護教諭2種免許状	件

3 手数料

円 / 件 = 円

4 納付方法

附 則

この規則は、公布の日から施行する。